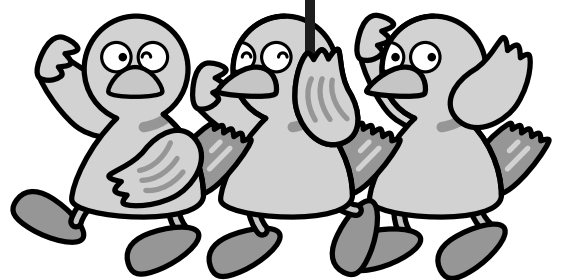


11月は児童虐待防止推進月間です

子育てにイライラしたり、つらいとき、不安なときは、信頼できる人や相談機関に相談しましょう。

☎子育て支援課 ☎427



児童虐待は子どもを守るべき立場にある親や養育者が、子どもの心や体を傷つけ、子どもの健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与えるものです。

児童虐待の4つの分類

身体的虐待

なぐる、ける、熱湯をかける、タバコの火を押しつける、体を激しく揺さぶる…など
 ☆体に傷や後遺症が残ったり、命そのものが奪われることもあります。

ネグレクト（保護の怠慢・拒否）

食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車や家に置き去りにする、病気やケガをしても病院に連れて行かない…など

心理的虐待

「産むんじゃないかった」「死んでしまえ」などのひどい言葉で傷つける、わざと無視する、ほかの兄弟と差別する、子どもの目の前で夫やパートナーがその相手に暴力をふるう…など
 ☆心に傷を負い、おびえや不安、うつ状態、無感動、無反応、強い攻撃性などを示すようになります。

性的虐待

性交や性的な行為を強要する、ポルノの被写体にする…など
 ☆望まない妊娠や、異性への極端な嫌悪感を抱くようになるなど、心と体に大きな傷を残します。

子どもを虐待から守るための5カ条

- ① 「おかしい」と感じたら迷わず通告（連絡）……法に基づく国民の義務です
- ② 「しつけのつもり…」は言い訳です……子どもの立場に立って判断しましょう
- ③ ひとりで抱えこまない……あなたにできることから即実行しましょう
- ④ 親の立場より子どもの立場……子どもの命を最優先しましょう
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる……特別なことではありません

児童虐待という、「なんてひどい親なんだ！」と思ってしまいがちです。しかし、虐待の背景には家族関係のこじれや経済的な不安定さ、保護者自身も過去に虐待を受けていたなどさまざまな問題があります。また、「身近に子育てについて相談できる人がいない」「配偶者が仕事のためほとんど育児にかかわれない」など孤独な環境で子育てに悪戦苦闘している保護者も少なくありません。そんな中、子どもがなかなか泣きやまない、言うことを聞かないといったことが起きれば、どんな保護者でも心の余裕を失い、虐待に至る可能性があります。

虐待は、保護者を責めても解決にはなりません。多くの場合、保護者自身が悩み、後悔しています。専門機関への相談（通告）は、こうして悩み、苦しんでいる保護者が専門機関と出会い、援助を受けるきっかけにもなるものです。また、子育てをしている方は、イライラしたり、つらいときや不安なときなどひとりで悩まず、信頼できる人や相談機関に相談してください。

【相談窓口】

子どもの養育や虐待についての相談

名称	電話番号
子育て支援課	☎427
家庭児童相談室	☎472
保健センター	995-3381
子育て相談(わんぱる)	999-0321
越谷児童相談所 草加支所	920-4152
休日夜間児童虐待 通報ダイヤル	048-779-1154
草加保健所	925-1551
こどもスマイルネット	048-822-7007
乳幼児子育て相談	048-874-3321

家族の問題についての相談

名称	電話番号
よい子の電話教育相談 (いじめ・不登校)◎	保護者用 048-874-2525 子ども用 0120-86-3192
少年相談(非行・少年の 悩み事・いじめ)	048-865-4152
家族、夫婦、生き方などの 相談	048-600-3800
ドメスティックバイオレンス (配偶者暴力)の相談	048-863-6060

こころの苦しみにについての相談

名称	電話番号
こころの電話相談	048-723-1447
埼玉いのちの電話◎	048-645-4343
埼玉いのちの電話・ こどもライン(子ども専用)	048-640-6400

育児に悩んだり、虐待の通報は、児童相談所全国共通ダイヤル

0570-064-000

をご利用ください(24時間受け付け)。

◎印の相談は、24時間受け付けています。その他の相談窓口の時間帯などについては、個別にお問い合わせください。